ベストピア
Bestopia
2015年6月号
第340号
bestopia.jp
パリ通信
jkoga.com

引き算ができない

「引き算の美学」をパリの古賀さんから紹介されたのは３年前でした。著者は俳人、黛まどかさん、東日本大震災のあった翌月にパリで復興支援のチャリティ・コンサートに協力して、今年も第４回目を催行された人です。俳句から日本人の特徴を導き出し、引き算、省略その果てに生まれる余白の力を美しく綴っている感性溢れる名著です。いつかこの本を詳しく記したいと思い続けていますが、歴史の転換点に忙しく生きなければならない日々に追われて引き延ばしのままになっています。今こそ「引き算の美学」が必要な時はないと思っています。

いまやらねば！

今やらねばならないことは「安全保障法案」を廃案にすることだと私は考えています。憲法改正は国民投票を必要としますが、９条を違憲解釈している法案を今通してしまうと将来に渡ってこの法律に支配され、更に環境の変化によって解釈が広げられることになります。この法案が通れば憲法の解釈が政権のさじ加減で変わり、憲法そのものが有名無実化につながります。このことに関連して中谷防衛大臣は「将来的に安全保障環境が変われば解釈が再変更される可能性もある」と発言しています。
安倍首相は「我々が提出する法律についての説明はまったっく正しいと思う。私は総理大臣なんだから」と狂人のような発言を国会でしています。「俺が正しい、俺の言う通りにせよ」と公言するに等しい発言です。平時ならば相手にされない非常識の発言と笑ってすませられますが、日本だけでなく世界の平和に影響し、国民主権・基本的人権にかかわる国会での審議中ですから、将に聞き捨てならないのです。

学者・研究者・憲法学者が勇気をもって立ち上がり、安保法案は憲法違反だと公式に重ねて発言してくれました。それに対する政府の慌て方は尋常ではなく、「無知、無学、無定見、無教養、無節操さをさらけ出して、空威張りで居直っている」（日刊ゲンダイ）ポツダム宣言すらつまびらかに読んでいない安倍首相だけならともかく弁護士資格のある高村副総裁の発言は歴史に汚点を遺すものです。
「学者の言う通りにしたら日本の平和が保たれるか極めて疑わしい」聞け俺の言うことをで安倍内閣は統一されているようです。
日本の危機を肌身に感じるのは憲法学者だけではありません。多くの研究者・学者も立ち上がりました。反対声明文に４０００人近い学者が賛同しています。
学者研究者の反対声明運動のホームページを示します。

安倍晋三政権が国会に提出した「国際平和支援法」と10本の戦争関連法を改悪する「平和安全法制整備法案」に反対するアピールを、学者・研究者が連名で発表しました。
これに賛同する署名活動をおこなっています。 寄せられた署名は、当ホームページで公開し、記者会見でも発表します。 国会議員にも届ける予定です。メールやSNSなどで拡散いただければ幸いです。

アピール賛同署名はこちら

security related bill

アピール賛同者人数（学者・研究者）

3,994人

（6月17日09時00分現在）

「戦争する国」へすすむ安全保障関連法案に反対します

「戦争しない国」から「戦争する国」へ、戦後70年の今、私たちは重大な岐路に立っています。安倍晋三政権は新法の「国際平和支援法」と10本の戦争関連法を改悪する「平和安全法制整備法案」を国会に提出し、審議が行われています。これらの法案は、アメリカなど他国が海外で行う軍事行動に、日本の自衛隊が協力し加担していくものであり、憲法九条に違反しています。私たちは憲法に基づき、国会が徹底審議をつくし、廃案とすることを強く求めます。

法案は、①日本が攻撃を受けていなくても他国が攻撃を受けて、政府が「存立危機事態」と判断すれば武力行使を可能にし、②米軍等が行う戦争に、世界のどこへでも日本の自衛隊が出て行き、戦闘現場近くで「協力支援活動」をする、③米軍等の「武器等防護」という理由で、平時から同盟軍として自衛隊が活動し、任務遂行のための武器使用を認めるものです。

安倍首相の言う「武力行使は限定的なもの」であるどころか、自衛隊の武力行使を際限なく広げ、「専守防衛」の建前に反することになります。武器を使用すれば、その場は交戦状態となり、憲法九条一項違反の「武力行使」となることは明らかです。60年以上にわたって積み重ねられてきた「集団的自衛権の行使は憲法違反」という政府解釈を安倍政権が覆したことで、米国の侵略戦争に日本の自衛隊が参戦する可能性さえ生じます。日本が戦争当事国となり、自衛隊が国際法違反の「侵略軍」となる危険性が現実のものとなります。

私たちは、かつて日本が行った侵略戦争に、多くの学徒を戦地へ送ったという、大学の戦争協力の痛恨の歴史を担っています。その歴史への深い反省から、憲法九条とともに歩み、世界平和の礎たらんと教育研究活動にたずさわり、再び戦争の惨禍を到来させないようにしてきました。二度と再び、若者を戦地に送り、殺し殺される状況にさらすことを認めることはできません。

私たちは、学問と良識の名において、違憲性のある安全保障関連法案が国会に提出され審議されていることに強く抗議し、それらの法案に断固として反対します。

2015年6月
安全保障関連法案に反対する学者の会

見逃せません。６月１５日報道ステーション

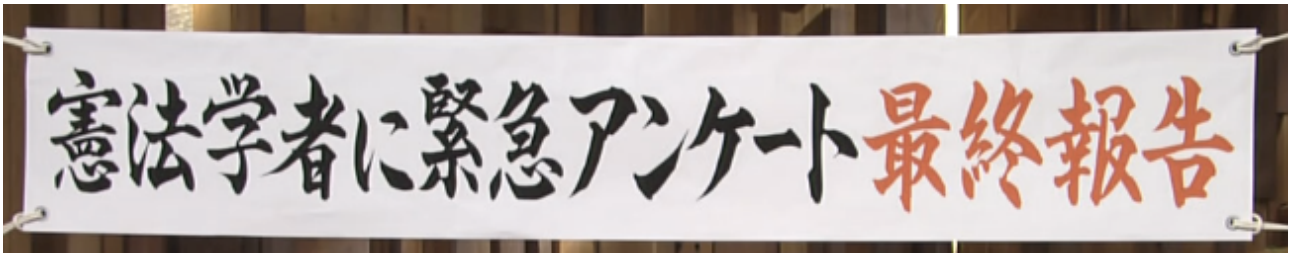

憲法判例百選（憲法を学ぶ人の基本書）の執筆者１９８人に送り１４９人からの回答を得ています。
回答率７５％という高率なデーターです。

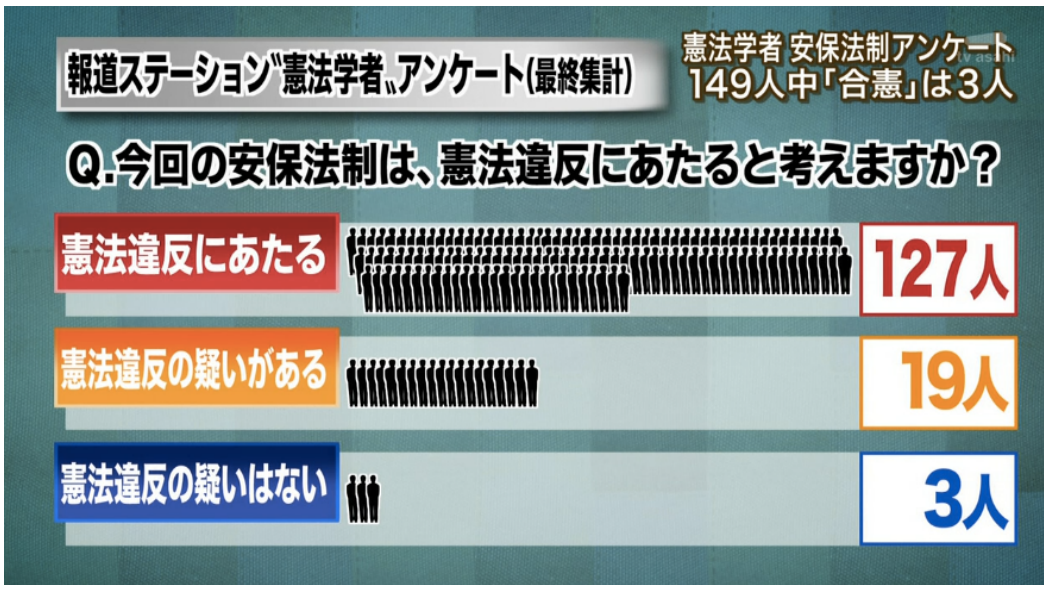

番組の中で中央大学法学部・畑尻　剛教授の言葉は心に染みこむ重鎮の響きを持ちます。
「今ほど憲法学説・憲法学者が軽んじられ、無視されたことはかってなかったと思います。私を含めある一定年齢以上の憲法学者が、今回の事態に唯一責めを負うとすれば、それは政府・国会議員らが学生時代に履修したであろう「日本国憲法」において憲法理念をしっかり教えることが出来なかったことです」

この日のコメンテーターは若手の憲法学者・木村草太氏（首都大学東京大学院准教授）
「ここまで憲法学者の意見が一致したことは珍しい。それは安保法案が立憲主義に反していることにある」と解説しています。

又、安倍政権が今回の法案を合憲とする根拠は右の３点であると指摘しています

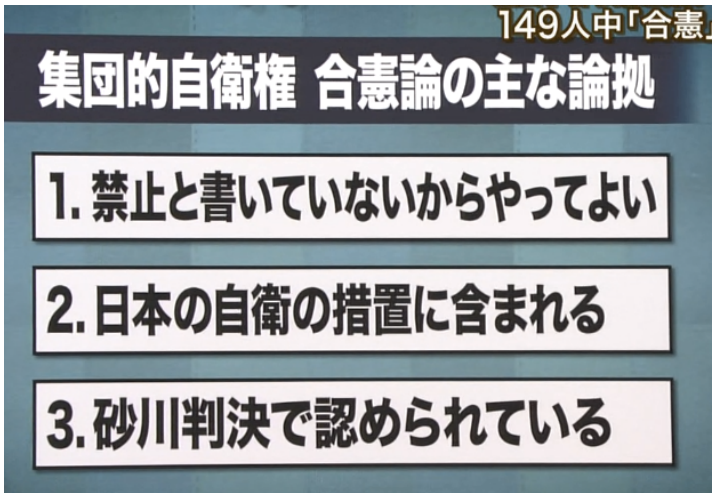

①憲法に書いていないからやってよい」とは、あきれてもの申すことができません。反知性とはこういうことを言うんだと分かりました。まともに質問に答えられないわけです。

②これが政府が一番押している論理ということです。「日本と外国が同時に攻められていて、個別的自衛権で説明できるシチュエーションであればよいが、日本に武力攻撃がない段階で集団的自衛権を行使して日本を攻撃していない国を攻撃するのは自衛の措置というより先制攻撃となり専守防衛にならない」との説明がありました。当然に違憲です。

③砂川判決は日米安保条約に基づく米軍の駐留の合憲性にかかるものであって、判決文には「自衛の為の戦力の保持を禁じたものであるかは別として、個別的自衛権の行使が合憲かどうかすら今回は判断しない」とある。個別的自衛権の合憲性すら判断を留保している判決が、まして集団的自衛権行使の判断根拠にはならない。米軍の駐留だけは合憲だとしたものである。今まであまり報じられなかった知識です

①②③によってこの法案が通ると違憲立法になる、法の支配を安定することが出来なくなる。「専門家が偉いのではなくそれを無視することは法的安定性が崩れる」と結んでおられた。

この法案を憲法違反だと勇気ある主張を一貫してこられた小林節慶應大学名誉教授は「仮に安保法制が成立した場合、平和が傷つけられたとして政府を相手に訴訟を準備しているとのこと。

砂川判決について復習

①対象となった事件　　１９５７年７月８日特別調査庁が強制測量をした際に、当時の立川基地拡張に反対するデモ隊の一部が、米軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数m立ち入ったとして、デモ隊のうち７名が日米安保条約第６条に違反したとして起訴された事件

②第一審判決　「米軍駐留は憲法違反」　　１９５９年３月３０日「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無にかかわらず、日本国憲法第９条２項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である　　全員無罪の判決を下した。

③アメリカの対応　　大いに焦る。判決の破棄を狙って（１９６０年の条約改定をするため時間が迫っていたので）外務大臣藤山愛一郎に最高裁判所への跳躍上告を促す外交圧力をかけた。最高裁判所長官田中耕一郎と密談をし、上告審の日程や結論方針をアメリカ側に漏らしていただけでなく「結審後の評議は実質的な全員一致を生みだし、世論を揺さぶる元になる少数意見を回避するとして、最高裁大法廷が早期に全員一致で米軍基地の存在を合憲にする判決を出すことを事前にアメリカ側に伝えている。（今回の安倍首相のアメリカ訪問とその歓待ぶりには、対米追従が既に約束されている。その構造にそっくりです。）この判決が対米追従のルーツとも言われています。
④この裁判で被告は有罪となるも２０００円の罰金刑であった。（１９６１年３月２７日）
⑤木村草汰教授の今回の説明で更に判決文の内容が詳しく解り、高村副総裁の「従来の政府見解における憲法第９条の法理の枠内で、合理的な当てはめの帰結を導いて」自衛隊を米国に差し出す法案の合憲性とする主張は見当はずれであると思います。

安倍首相の言葉遣いには要注意

彼は第一次内閣の失敗から多くを学んで立ち上がってきていますから、数多くのコンサルが付いていると思われます。発言の仕方が内容の善悪に関わらす断定的且つ明確のように聞こえますが、よく聞く乃至は読んでみると極めて抽象的な言葉を並べて国民を煙に巻いています。又、福島の「アンダーコントロール」発言に見られるように国際的にもウソを自信をもって発言するものですから「ついうっかり」能力のある指導者と思われがちです。だいぶ化けの皮が剥がれてきていますが裏方からの指導は強力になっています。この点も小林節慶應大学名誉教授は鋭く指摘されています。安倍首相の「全ての情報を統合して客観的、合理的に判断されるものである」という官僚から教えられる文章の意味は、法律学において「全ての情報を統合して」判断するということは事前に何の基準も示さず担当者に一任せよという要求に等しい。これは戦争と平和、つまり、国家の存続と各人の政治にかかる決定を無条件に政府に委ねよと言っているに等しい。国民主権の否定である。本来的に不完全な人間が権力を預かる以上、その乱用を防ぐために憲法が不可欠なことが常識になっている現代にあって無条件で戦争権限を政府に委ねよとは論外である。反論するたび無知蒙昧さをさらけ出す末期的症状である」と国民に覚睡を期待されて日夜頑張っておられる。
イラク戦争に関する安倍政権の対米追従について、朝日新聞論説副主幹の立野純二氏の指摘も覚えておくと今後の参考になると思います。
①アメリカ合衆国におけるイラク戦争への定着した考え、周知の事実は「イラク戦争はまちがいであった」という認識です。オバマ大統領は次のように述べています「今、中東で一番問題になっている過激派勢力イスラム国、これを生み出したのはイラク戦争であった。戦争というのは、このように意図しない結果を招いてしまうものである。だから軍事行動というものは慎重の上にも慎重を期さねばならない」
②安倍政権の考え、「イラク戦争の核心は何かというと、フセイン政権が国連決議を守らなかったことである。悪いのはイラクであった」と5月の国会で答弁している。

そこには重大な国際認識上のずれがある。これは日本人が得意とする「忖度」なのかも知れません。そこまで対米追従をしなければならなくなっていると言うことを意味するのでしょうか。
6月１７日の「日刊ゲンダイ」によると「一連の法案は米国から”やれ”と言われたものだ。ベースになっているのはジャパンハンドラーの代表格、アーミテージ元国務副長官とジョセフ・ナイ・ハーバード大学教授による『第3次アーミテージ・ナイ・レポート』（2012年版）で、「そこには武器輸出三原則の緩和や集団的自衛権行使の必要性、更にはホルムズ海峡への掃海艇派遣にも言及があった。これを読めば、なぜ、安倍が日本から遠く離れたホルムズ海峡での機雷撤去にこだわり、無理やり危機をデッチあげて、自衛隊を出そうとしているかがよくわかる。
然し、アーミテージは昨年4月石破幹事長（当時）と会った際、こう言っている「集団的自衛権は)急ぐ必要はない。政権の求心力を維持する上でも経済政策を優先するべきだ」（以上引用）
米国が日本に集団的自衛権行使を本当に望んでいるか否かは微妙です。日本が戦争できる国になることを恐れて第9条を認めてきたわけで、プルトニュームを持ち、原爆を作る能力を持っている日本の再軍備には諸手を挙げての賛成はしないのではないかと私は考えます。安倍首相の盲目とも言える前のめりは個人的な間違った認知欲の充足のように感じます。

6月１７日の国会答弁でも自らの正当性を論拠なしに押し付けてくるのは強硬採決を狙っているようです。どうしたら廃案にできるか。野党の国会での質問も前もって打ち合わせていることを越えて智慧を絞って彼らの無能と危険性を国民に知らしめて欲しいです。

安全保障関連法制の１１の法案

最後に問題になっている安全保障関連法制とは何かをもう一度押さえて理解を深めておかねばならないと考えます。先日NHKで自衛隊の活動が何処まで拡大するのかという番組でそのおさらいがありましたので引用します。六つの事態をグチャグチャにして、１０の法案改正と新法の１１をセットにしてあります。法による権力の歯止めをかけるのではなく、時の政権の判断で恣意的に運用ようとしています。国民に丁寧に説明するという言葉は忘れられています。
１１の法案を作ったのは官僚であって担当大臣がそれらを理解しているとは思われません。。
国会答弁が棒読みになるのも仕方ないほどに分かっていないのです。誰も分からないものをゴリ押しで決議されたらどうなるか。憲法改正の必要なく日本は戦争する国になってしまいます。
ここで一度決めたらこれが将来を支配するという恐ろしさと責任を感じて歴史の転換点を見守り後悔のないようにしたいものです。

憲法改正の国民投票を待つまでもなく、この法案の拡大解釈で戦争できる国になります。

20世紀から21世紀と生かされて歴史の転換点を経験できることは貴重だと感じます。
大衆側にある個人の力は一票にすぎませんが、権力側にある個人の力は独裁になるということを実感します。